

鹿 児 島 県 公 報

平成31年 3 月 22 日（金）第3504号の 6



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

公 安 委 員 会 規 則

- 鹿児島県地方警察職員の超過勤務手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則（※）
（警務課取扱い） 1
- 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（※）
（警務課取扱い） 1
- 鹿児島県地方警察職員の初任給，昇格，昇給等に関する規則の一部を改正する規則（※）
（警務課取扱い） 7
- 鹿児島県地方警察職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（※）
（警務課取扱い） 8

公 安 委 員 会 規 則

鹿児島県地方警察職員の超過勤務手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 22 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

鹿児島県公安委員会規則第 4 号

鹿児島県地方警察職員の超過勤務手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県地方警察職員の超過勤務手当等の支給に関する規則（昭和29年鹿児島県公安委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第 5 条 中「4,200円」を「4,400円」に，「7,200円」を「7,400円」に，「5,900円」を「6,100円」に改め，同条ただし書中「2,100円」を「2,200円」に，「3,600円」を「3,700円」に，「2,950円」を「3,050円」に改める。

附 則

この規則は，公布の日から施行し，改正後の鹿児島県地方警察職員の超過勤務手当等の支給に関する規則の規定は，平成30年 4 月 1 日から適用する。

.....

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 22 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

鹿児島県公安委員会規則第 5 号

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（昭和32年鹿児島県公安委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1（第2条，第2条の2関係）

現 業 職 給 料 表

職員 の区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	130,400	181,900	203,600	250,100	279,200
	2	131,300	183,400	204,800	251,300	281,100
	3	132,300	184,900	206,200	252,400	282,900
	4	133,200	186,300	207,500	253,600	284,700
	5	134,200	187,600	208,800	254,500	286,500
	6	135,200	189,100	210,200	255,800	288,300
	7	136,200	190,500	211,600	256,900	290,000
	8	137,200	191,800	213,000	258,100	291,800
	9	138,000	193,200	214,300	259,200	293,300
	10	139,000	194,200	215,900	260,100	295,100
	11	140,000	195,500	217,500	261,300	296,800
	12	141,100	196,600	218,900	262,500	298,600
	13	141,900	197,800	220,100	263,500	300,000
	14	142,900	198,900	221,600	264,600	301,700
	15	143,900	200,000	223,100	265,600	303,300
	16	144,900	201,100	224,400	266,600	304,800
	17	146,000	202,100	225,300	267,600	306,300
	18	147,200	203,200	226,000	268,800	307,900
	19	148,400	204,200	226,900	269,900	309,500
	20	149,600	205,200	227,900	270,800	311,200
	21	150,700	206,100	228,800	271,800	312,200
	22	151,900	207,200	230,300	272,900	313,600
	23	153,100	208,300	231,600	274,000	315,000
	24	154,300	209,300	232,700	275,000	316,500
	25	155,500	210,200	234,100	275,800	317,600
	26	157,000	211,100	235,400	276,900	319,100
	27	158,500	211,800	236,700	278,000	320,500
	28	160,000	212,700	238,000	279,100	321,900
	29	161,400	213,600	238,900	280,000	323,500
	30	162,900	214,800	240,100	281,100	324,700
	31	164,400	215,800	241,400	282,100	326,000
	32	165,900	216,700	242,600	283,100	327,200
	33	167,400	217,300	243,700	283,800	328,300
	34	169,200	218,500	245,000	284,700	329,200
	35	171,000	219,600	246,100	285,600	330,300
	36	172,800	220,800	247,300	286,700	331,400
	37	174,600	221,400	248,600	287,300	332,500
	38	176,300	222,600	249,700	288,200	333,600
	39	178,000	223,800	251,000	289,100	334,600
	40	179,700	224,900	252,300	290,000	335,600
	41	181,300	225,800	253,300	290,600	336,600
	42	182,700	227,000	254,600	291,600	337,600
	43	184,000	228,000	255,700	292,600	338,600
44	185,400	229,100	257,000	293,500	339,600	

45	186,900	230,200	257,800	294,200	340,500
46	188,200	231,200	258,900	295,100	341,500
47	189,600	232,300	260,100	296,000	342,500
48	191,000	233,300	261,100	296,900	343,500
49	192,300	234,300	262,300	297,600	344,400
50	193,400	235,400	263,500	298,200	345,300
51	194,500	236,500	264,700	298,900	346,200
52	195,700	237,600	265,600	299,700	347,000
53	196,800	238,700	266,500	300,300	347,800
54	197,900	239,700	267,600	301,100	348,600
55	198,800	240,600	268,800	301,800	349,400
56	199,900	241,400	270,000	302,500	350,100
57	201,000	242,300	270,800	303,200	350,800
58	202,000	243,300	271,800	303,900	351,600
59	203,000	244,300	272,900	304,700	352,400
60	204,000	245,200	273,900	305,400	353,100
61	205,100	246,000	274,900	306,000	353,800
62	206,000	246,900	276,000	306,700	354,500
63	206,900	247,800	276,800	307,400	355,200
64	207,800	248,700	277,900	308,100	355,900
65	208,500	249,500	278,700	308,600	356,500
66	209,300	250,300	279,500	309,100	357,000
67	210,000	251,100	280,300	309,700	357,500
68	210,800	251,800	281,100	310,300	358,000
69	211,200	252,500	281,700	310,900	358,400
70	211,800	253,100	282,500	311,300	
71	212,100	253,500	283,300	311,800	
72	212,600	253,900	284,000	312,300	
73	212,800	254,100	284,800	312,600	
74	213,400	254,500	285,500	313,100	
75	213,900	255,000	286,300	313,600	
76	214,600	255,500	287,100	314,000	
77	214,800	255,800	287,700	314,200	
78	215,500	256,200	288,200	314,500	
79	216,000	256,700	288,700	314,800	
80	216,600	257,200	289,100	315,100	
81	217,300	257,500	289,500	315,400	
82	217,700	257,800	289,900	315,700	
83	218,300	258,100	290,400	316,000	
84	219,000	258,400	290,900	316,300	
85	219,600	258,600	291,300	316,500	
86	220,100	258,800	291,900	316,900	
87	220,600	259,100	292,500	317,200	
88	221,300	259,400	293,100	317,400	
89	221,800	259,600	293,400	317,600	
90	222,400	259,800	293,900	317,900	
91	223,000	260,200	294,400	318,200	
92	223,500	260,400	294,800	318,500	

	93	223,900	260,700	295,200	318,700	
	94	224,400	261,100	295,700	319,000	
	95	224,900	261,400	296,200	319,300	
	96	225,400	261,700	296,700	319,500	
	97	225,700	261,900	297,000	319,700	
	98	226,200	262,200	297,400	320,000	
	99	226,700	262,400	297,900	320,300	
	100	227,200	262,700	298,400	320,500	
	101	227,600	263,000	298,800	320,700	
	102	228,100	263,200	299,200		
	103	228,700	263,500	299,500		
	104	229,300	263,800	299,800		
	105	229,700	264,000	300,100		
	106	230,200	264,200	300,500		
	107	230,500	264,500	300,900		
	108	230,900	264,700	301,300		
	109	231,100	265,000	301,600		
	110	231,500	265,300	302,000		
	111	232,000	265,600	302,400		
	112	232,400	265,800	302,700		
	113	232,600	266,000	302,900		
	114	233,100	266,300	303,200		
	115	233,600	266,500	303,500		
	116	234,100	266,700	303,700		
	117	234,400	267,000	303,900		
	118	234,800	267,300	304,200		
	119	235,200	267,600	304,500		
	120	235,600	267,900	304,700		
	121	236,000	268,100	304,900		
	122		268,300	305,200		
	123		268,600	305,500		
	124		268,900	305,700		
	125		269,100	305,900		
	126		269,300	306,200		
	127		269,600	306,500		
	128		269,900	306,700		
	129		270,100	306,900		
	130		270,300	307,200		
	131		270,600	307,500		
	132		270,900	307,700		
	133		271,100	307,900		
	134		271,300			
	135		271,600			
	136		271,900			
	137		272,100			
再任 用職 員		193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

備考 職員の給料月額、この表に掲げる給料月額に100分の100.28を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。）とする。

別表第 5 中

「	22	」	を	「	21	」	に、	「	58	」	を	「	57	」	に、	「	66	」	を	「	65	」	に改める。
	23				22				58				58				66			66			
	24				22				59				58				66			66			
	25				23				59				58				66			66			
	26				23				60				59				67			66			
	27				24				60				59				67			66			
	28				24				61				60				67			67			
	29				25				61				60				67			67			
	29				26				61				60				68			67			
	30				27				61				60				68			67			
	30				28				61				60				68			67			
	31				29				62				61				68			68			
	31				30				62				61				69			68			
	32				31				62				61				69			68			
									62				61				69			68			
									62				61				69			68			
									62				61				69			68			
									63				62				70			69			
									63				62				70			69			
									63				63				70			69			
									63				63				70			69			
									64				63				70			70			

70	70
70	70
71	70
71	70
71	70

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成30年 4 月 1 日から適用する。
- 改正後の規則別表第 1 の規定を適用する場合においては、改正前の単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（以下「改正前の規則」という。）別表第 1 の規定及び単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成27年鹿児島県公安委員会規則第11号。以下この項において「平成27年改正規則」という。）附則第 2 項の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則別表第 1 の規定及び平成27年改正規則附則第 2 項の規定による給与の内払とみなす。
- 平成30年 4 月 1 日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則別表第 5 の規定による号給が改正前の規則別表第 5 の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則別表第 5 の規定にかかわらず、改正前の規則別表第 5 の規定による号給とするものとする。
- この規則の施行の日から平成31年 3 月 31 日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。
- 前 3 項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項については、鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成31年鹿児島県条例第11号）の適用を受ける職員の例による。

.....

鹿児島県地方警察職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 22 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

鹿児島県公安委員会規則第 6 号

鹿児島県地方警察職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県地方警察職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（平成 3 年鹿児島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第 7 オの表中

34	33				
34	34				
34	34				

35		34		38		37		40		39	
35		34		38		37		40		39	
35		35		38		37		40		40	
36	を	35	に,	38	を	38	に,	40	を	40	に改める。
36		35		38		38		40		40	
36		35		39		38		40		40	
37		36		39		38		41		40	
37		36									
37		36									
37		36									

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の鹿児島県地方警察職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下「改正後の初任給規則」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。
（平成30年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給）
- 平成30年4月1日からこの規則の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の初任給規則の規定による号給が改正前の鹿児島県地方警察職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下この項において「改正前の初任給規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の初任給規則の規定にかかわらず、改正前の初任給規則の規定による号給とするものとする。
（施行日から平成31年3月31日までの間における異動者の号給）
- 施行日から平成31年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

鹿児島県地方警察職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成31年 3 月 22 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

鹿児島県公安委員会規則第7号

鹿児島県地方警察職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県地方警察職員の給料の調整額に関する規則（平成23年鹿児島県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2の表1級の項中「7,300円」を「7,300円。ただし、1号給7,236円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鹿児島県地方警察職員の給料の調整額に関する規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。